

へいせい ねんどだい かい
平成 23 年度第 2 回

さっぽろししょうがいしゃしやくすいしんきょうぎかい
札幌市障害者施策推進協議会

かい ぎ ろく
会 議 録

にち じ 時 : へいせい ねん がつ か かい
日 時 : 平成 24 年 2 月 14 日 (火) 午後 3 時開会

ば しょ 所 : しちょうかくしょう しゃじょうほう かい だいかいぎしつ
場 所 : 視聴覚障がい者情報センター 2 階 大会議室

1. 開 会

事務局（嶋内障がい福祉課長） 皆さん、こんにちは。

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから、障害者施策推進協議会を開催いたします。

私は、札幌市保健福祉局障がい福祉課長の嶋内でございます。よろしくお願いいたします。

本日の一般傍聴者についてでございますけれども、傍聴の希望者はありませんでしたので、ご報告させていただきます。

それでは、お配りしております資料の確認をお願いいたします。

お手元次第の裏面に配付資料の一覧を記載しておりますので、あわせてご確認ください。

まず、配付資料でございますけれども、資料1、さっぽろ障がいしゃプラン（案）、厚手の冊子でございます。次に、資料2 - 1、主な障害福祉サービスの見込み量、A4判1枚物の資料でございます。次に、資料2 - 2、数値目標・サービス見込み量の修正について、これもA4判のホチキスどめの薄いものでございます。資料3、障害者施策推進協議会条例の改正について、A4判の1枚物でございます。このほか、参考資料といたしまして、厚生労働省案、総合福祉部会の資料といたしまして、やや薄い、ホチキスどめの資料がございます。

よろしいでしょうか。

2. 札幌市障がい福祉担当部長あいさつ

事務局（嶋内障がい福祉課長） それでは、開会に当たりまして、障がい福祉担当部長の天田からごあいさつ申し上げます。

天田障がい福祉担当部長 皆さん、こんにちは。

障がい福祉担当部長の天田でございます。

本日は、ご多忙の中、また、非常に足元の悪い中、当障害者施策推進協議会にご出席いただきまして、本当にありがとうございます。

皆様方には、日ごろから本市の障がい福祉施策の推進に多大なるご支援、ご協力をいただいております。このことに関しまして、本席をもちまして、改めて感謝を申し上げます。

さて、前回の会議につきましては、昨年の10月31日に開催をいたしました。障害者基本法や障害者虐待防止法についての情報提供、現在、改定作業を進めております障が

い福祉に関する計画、これをさっぼろ障がい者プランと呼ばせていただきますが、この計画につきましてご審議をいただいております。この間、11月から12月にかけて、これまでの会議においていただきましたご意見、また、意見交換会で寄せられましたご意見などを踏まえまして、庁内関係部局との会議や市議会厚生委員会における審議を経まして、計画案を取りまとめることができました。

委員の皆様には、深く感謝を申し上げる次第でございます。

そして、1月23日から2月21日までの30日間、広く市民の皆様からご意見をいただく期間としまして、パブリックコメントを実施させていただいております。今回の会議におきましては、委員の皆様方に、計画案の内容につきましてご説明をさせていただきます、ご意見を賜りたいと考えております。

今後におきましては、このたびの会議でのご議論、パブリックコメントで寄せられましたご意見などを踏まえまして、計画を固めてまいりたいと考えております。スケジュールといたしましては、3月下旬の計画の決定、公表に向けまして、引き続き、委員の皆様からのご指導を賜りたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

話は変わりまして、この場をおかりいたしまして、皆様にご報告をさせていただきたい事項がございます。

既に、新聞等、マスコミの報道が連日ございますので皆様ご承知かと思いますが、本年、白石区におきまして、2人の姉妹が孤立死をなされるという本当に痛ましい事例が発生いたしました。この件につきましては、本日の議題、その他の中でご説明をさせていただきたいと思いますが、私ども札幌市としましても、もう一歩踏み込んだ支援、声かけができなかったかどうか、そういった必要があったのではないかというふうに考えております。

このような問題意識の中で、生活に何らかの支援が必要な方に対する行政のアプローチの方策について、さまざまな角度から検討を行っております。後ほど、障がい福祉課長から、口頭になろうかと思いますが、今の取り組み状況につきましてご説明させていただきたいと思いますが、地域福祉のあり方につきまして、无缘社会と言われるように大きな課題であると認識しております。現在、改定作業中の地域福祉社会計画におきましても、見守り活動を初めとした地域における支え合いなど、さまざまな取り組みを進めていく必要があるというふうに思っております。さらに、行政の側も、単に申請を待つだけではなく、支援を必要とする方々が地域のネットワークから漏れることのないように体制づくりを強化していく必要があると考えております。

以上、話が長くなってしまいましたが、皆様には、非常に限られた時間でございますけ

れども、忌憚のないご意見をちょうだいできればと考えております。

ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

3. 委員紹介

事務局(嶋内障がい福祉課長) それでは、本日ご出席していただきました委員の皆様を座席の順にご紹介させていただきます。

北星学園大学短期大学部教授の藤原会長です。

札幌市身体障害者福祉協会会長の浅香委員です。

札幌山の手養護学校校長の阿部委員です。

北海道中 小企業家同友会障害者問題委員会委員長長の池田委員です。

北海道医療大学看護福祉学部准教授の太友委員です。

札幌市中途失調・難聴者協会会長の扇谷委員です。

札幌市精神科医会会長の岡委員です。

札幌この実会センター24介護助手の押見委員です。

知的障害児施設きらめきの里施設長の加藤委員です。

札幌市精神障害者家族連合会会長の佐藤委員です。

札幌市視覚障害者福祉協会会長の澤田委員です。

セルフサポートセンター札幌代表の西坂委員です。

札幌市手をつなぐ育成会会長の廣岡委員です。

就労継続支援事業所札幌社会復帰センター施設長の森本委員です。

札幌市民生児童委員の吉田委員です。

なお、北海道立心身障害者総合相談所所長の貞本委員、札幌市社会福祉協議会地域活動部長の高森委員、成年後見センター・リーガルサポート札幌支部支部長の千貝委員、札幌公共職業安定所所長の林委員、札幌肢体不自由福祉会理事長の山内委員におかれましては、都合により欠席する旨の連絡を受けております。

続きまして、事務局を紹介いたします。

障がい福祉担当部長の天田でございます。

以下、関係職員から、順次、自己紹介をいたします。

事務局(西田事業計画担当係長) 事業計画担当係長をしています西田と申します。

どうぞよろしく願いいたします。

事務局(前田在宅福祉係長) 在宅福祉係長をしております前田と申します。よろし

くお願いいたします。

事務局（谷坂精神保健・医療福祉係長） 精神保健・医療福祉係長の谷坂でございます。よろしくお願いいたします。

事務局（山岡） 事業管理係の山岡と申します。よろしくお願いいたします。

事務局（嶋内障がい福祉課長） それでは、この後の進行につきましては、藤原会長にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

4. 議 事

藤原会長 改めまして、皆さん、こんにちは。

座ったままで失礼します。

本日は、年度末を控えた大変お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

限られた時間でございますので、できるだけ有効に、この後の審議を進めてまいりたいと思っております。

なお、皆様の一つお願いがございますが、ご発言の際には、情報保障の観点から、なるべくゆっくりお話ししていただきたいと思っております。また、発言の中でわからない言葉などがありましたら、遠慮なくお知らせください。

私自身も早口になってしまうかもしれませんので、そんなときには声を出して、ゆっくりということをお願いいたします。

それでは、早速、議題1 さっぽろ障がい者プラン(案)についてに移りたいと思っております。

平成22年度から改定作業が進められております障がい福祉に関する計画につきまして、このたび、さっぽろ障がい者プランとして計画案がまとめられております。

事務局において、事前に計画案の冊子が送付されているかと思っておりますが、まず、事務局から、計画案の概要などにつきまして説明していただき、皆様からご意見を伺ってまいりたいと思っております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（西田事業計画担当係長） 西田でございます。よろしく申し上げます。

私の方から、ご説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。

まず、資料は、厚い冊子でございますが、さっぽろ障がい者プラン(案)をごらんいただきたいと思っております。

まず、これまでの検討経過につきまして、簡単にご説明をさせていただきます。

この計画の策定に当たりましては、平成22年度から、障がい当事者の方、障がい者団体の関係者の方、福祉や医療の関係者の方などで構成いたします障がい福祉施策に係る計画策定会議をこれまで6回にわたり開催をしまして、検討作業を進めておりました。また、障がい者施策推進協議会におきましては、平成22年8月、平成23年3月と10月にご議論いただいているところでございます。このたび、市役所庁内の検討会議、そして市議会厚生委員会におけます審議を経まして計画案を取りまとめいたしまして、2月21日までパブリックコメント手続を実施しているところでございます。

続きまして、計画案の概要につきましてご説明をさせていただきます。

ポイントとなる部分を中心にご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、計画案の冊子の構成につきましてご説明をいたします。

表紙をめくりますと、パブリックコメントの実施要領を記載してございます。

また、ページをおめくりいただきますと、目次を掲載しております。

この冊子の構成といたしましては、前段に計画の概要を13ページほど記載してございまして、その次に、計画の本編として1ページから記載をしてございます。

その本編の1ページ目をごらんいただきたいと思います。

本編の1ページ目には、この計画の目的や位置づけにつきまして記載をしてございます。

前回の会議でもご説明いたしましたとおり、この障がい者プランにつきましては、障害者基本法に基づき策定します障害者保健福祉計画、障害者自立支援法に基づき策定いたします障がい福祉計画の二つで構成をしております、この二つを1冊にまとめて改定をするというものでございます。

続きまして、本編の5ページ目をごらんいただきたいと思います。

ここでは、障がい福祉を取り巻く現状と課題について記載をしてございますが、現在、国におけます障害者制度改革が着実に進んでおります中で、昨年、障害者基本法などの改正が行われております。そういったものを踏まえまして、地域生活支援あるいは就労支援といった施策の充実が必要となっております。

また、6ページ目に参りまして、ニーズの高度化・多様化ということで、そのような状況の中、自立支援法を初めとします法定サービスのほかに、市民自治という観点から、地域の福祉力も活用しながらサービスの充実を図っていく必要がございます。

これらの現状、課題を踏まえまして、続きまして、本編の9ページ目をごらんいただきたいと思います。

ここからが、前段の障害者基本法に基づいて策定します障がい者保健福祉計画の部が始まります。

まず、計画の体系を記載してございますが、前回の協議会でもご説明いたしましたとおり、基本理念といたしましては、共生社会の実現を掲げてございます。また、共生社会の実現を目指すために計画の目標を四つ設定してございまして、目標の一つ目は理解促進、二つ目は施設、病院からの地域移行、三つ目はサービス提供基盤の一層の充実、最後の四つ目は地域福祉力の向上、この四つを設定してございます。また、この四つの計画目標を八つの分野に分けて施策を展開していくというつくりになってございます。

それでは、早速、分野ごとのポイントをご説明させていただきたいと思っておりますが、12ページ目をお開きいただければと思っております。

理解促進という分野でございます。

主な施策といたしましては、普及啓発、福祉教育などの取り組みはもちろんですけれども、例えば15ページ目をごらんいただきますと、施策の柱といたしまして、障がいのある方に対する権利擁護等に係る啓発広報ということで、例えば、北海道障がい者条例や障害者基本法など、関係法令に基づきます権利擁護について啓発に努めるということを計画に位置づけております。

続きまして、18ページ目をお開きいただきたいと思いますと思っておりますが、分野の2番目の生活支援でございます。

ポイントといたしましては、例えば21ページ目の下から2段落目の事業でございますが、移動支援事業の拡充の検討とございます。移動支援事業につきましては、これまでも、各種協議会でのご議論、あるいは意見交換会でいただく意見の中で最もたくさんいただいたものの一つでございます。この事業につきましては、利用の対象となる外出範囲の一部につきまして、24年度から拡充できる見通しでございます。今後、予算案について市議会で審議がなされます。今後も、利用しやすい制度となるよう、引き続き検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、22ページ目の上段に、障がいのある方に対する権利擁護、虐待防止対策の推進とございます。権利擁護、虐待防止対策につきましては、昨年、障害者虐待防止法の制定を受けまして、これまでの取り組みを一層強化しまして、体制の充実を図ってまいりたいと思っております。

これに関連いたしまして、ちょっと飛びまして、95ページの下をごらんいただきたいと思いますと思っております。

95ページの後段の障がい福祉計画の部でございますけれども、権利擁護体制のイメージの図を掲載してございます。相談支援事業、あんしん相談、法人後見など、社会福祉協議会をはじめといたしました関係機関との連携を図ってまいります。また、次の96ページ目にも図を掲載してございますが、こちらの方は、札幌市の虐待防止体制のイメージ図でございます。これまでも、さまざまな取り組みを実施してきておりますけれども、虐待防止法がことしの10月から施行されるという予定でございますので、これに向けまして現在の取り組みを再度整理をいたしまして、体制の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。また、イメージ図の下の米印にありますが、障がい者虐待防止センターにつきましても設置を目指してまいりたいと考えております。

戻りまして、24ページをごらんいただきたいと思います。

24ページの下から二つ目の事業でございます。分野2の生活支援の中で大きな施策の柱となります地域移行に関する取り組みでございます。地域移行支援、地域定着支援とございます。この地域移行に関する取り組みといたしましては、本年4月から自立支援法の障害福祉サービスの個別給付として開始をされる地域移行支援、地域定着支援という事業がございます。現在、4月の施行に向けまして、取り組みの体制などにつきまして検討を進めているところでございます。

続きまして、28ページ目をごらんいただければと思います。

28ページ目からは、分野の3番目の保健・医療でございます。

この分野におきましては、障がいの原因となる疾病の予防対策から始まりまして、早期発見、早期療育、保健・医療サービスの充実という流れになってございます。ポイントといたしましては、32ページ目の下の段から、施策の大きな柱として、精神保健・医療の充実を設定してございまして、その施策の柱の大きなポイントとなります事業といたしましては、34ページ目に記載をしてございますが、精神科救急医療体制の整備といたしまして、この取り組みを重点取り組みと位置づけまして、現在、関係機関と検討を進めている状況でございます。

続きまして、35ページ目以降でございますが、分野の四つ目の生活環境でございます。

この分野につきましては、バリアフリー、ユニバーサルデザインによりますまちづくりということで、さまざまな取り組みを位置づけているところでございます。また、市民との意見交換会で多く寄せられましたご意見といたしまして、安全な自転車の利用環境ということで、計画といたしまして38ページの中段でございますが、安全な自転車利用環境の推進というものを重点取り組みの一つとして位置づけております。

また、41ページ目になりますけれども、災害時の要援護者対策ということで、札幌市の地域防災計画、そして、要援護者避難支援対策、また、災害時におけます緊急の受け入れに関する関係機関、施設等の協定という三つの大きな柱を災害時の要援護者対策ということで位置づけているものでございます。

続きまして、43ページ目になりますけれども、五つ目の分野の教育、育成でございます。

例えば、44ページ目をごらんいただきたいと思います。ライフステージに応じた支援体制ということで、幼児教育相談から始まりまして、特別支援教育とさまざまな取り組みを位置づけているところでございます。47ページ目をごらんいただきますと、取り組みの施策といたしまして、学校教育の充実というものを設定しております。この分野につきましては、教育委員会の取り組みを重点的に記載してございますけれども、例えば、特別支援学級の整備の推進、市立の高等養護学校におけます就労促進の検討などを位置づけているところでございます。

また、1ページ戻りまして46ページの下にございますが、児童福祉法の改正に伴います障がい児の通所サービスにつきまして、この4月から一部整理がなされてスタートすることとなっております。現在、サービス提供基盤の整備あるいは充実策等につきまして、国の通知なども踏まえながら検討を進めているという状況でございます。

続きまして、49ページ目以降でございますが、分野の6番目の雇用・就労でございます。

50ページ目をごらんいただきますと、就労支援の取り組みといたしまして、雇用の促進のほかに、職場定着のための支援ということも位置づけてまいりたいと考えております。

また、53ページ目の中段から下の部分でございますけれども、さまざまな就労支援の取り組みの中で、札幌市独自に行っている就労支援の取り組みを抜粋して記載したものでございます。一般就労の支援、福祉的就労の支援と分けて記載をしております。後ほど、就労支援に関する数値目標の部分でも説明をさせていただきたいと思っております。

続きまして、55ページ目からは、7番目の分野の情報・コミュニケーションでございます。

広く情報バリアフリー化の取り組み、情報提供の充実、手話通訳、要約筆記などのコミュニケーション支援体制の充実という大きな柱がございますが、57ページ目をごらんいただきたいと思います。

57ページ目の一番下の取り組みで、さまざまな障がい者に配慮した情報提供とござい

ます。

このたび、保健福祉局におきましては、この障がい者プランのほかに、地域福祉社会計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、さらに、新たに策定する計画といたしましてさっぱり医療計画、これらの計画につきまして、計画書の冊子でございますが、概要版の冊子につきまして、漢字に振り仮名をつける、活字を音声として読み上げるための二次元コードを印字する、また、読みやすい配慮といたしまして、大き目の文字を使用し、なるべくわかりやすい表現とするなど、障がいに考慮しましたさまざまな情報提供を進める予定でございます。

最後の分野ですが、60ページ目以降でございますけれども、八つ目のスポーツ・文化でございます。

新たな取り組みといたしましては、62ページ目の上段の取り組みでございますが、私ども教育委員会で所管しております中央図書館がございますが、その中央図書館におきまして、さまざまな障がい特性に対応した読書サービスのあり方というものを検討しているということがございます。

以上、雑駁ですが、前段の障害者基本法に基づく方の障がい者保健福祉計画の部でございます。

また、引き続きまして、後段の自立支援法に基づきます障がい福祉計画の部のご説明をさせていただきたいと思っております。

計画書(案)の方は、63ページ目以降でございます。

この障がい福祉計画の部につきましては、国の方で定めますこの計画の策定指針がございます。この指針に基づきまして、自立支援法の障がい福祉サービスに関する数値目標、そしてサービス見込み量を定めるものでございます。

実は、この計画(案)を取りまとめましたのは昨年の12月末でございましたが、年明けに北海道を通じまして策定指針が示されたところでございます。したがって、この計画(案)につきましては、国の策定指針の反映前に固めたものでございますので、今後、数値につきましては再整理するという前提がございます。したがって、この計画(案)につきましては、12月末の段階での数値を記載しているものでございます。

まず、数値目標についてご説明をさせていただきたいと思っておりますが、64ページに、表にして記載をさせていただきます。

目標の大きな一つ目でございますが、入所施設入所者の地域生活への移行に関するもの、大きく二つ目としまして福祉施設から一般的就労への移行に関するもの、65ページ

になりますが、これは札幌市独自に設定するものですが、障がいのある人に対する理解促進に関するもの、大きくこれらを設定しております。

順番にご説明をさせていただきますと、まず、68ページ目をお開きいただければと思います。

目標の大きな一つ目、入所施設入所者の地域生活への移行についてでございます。

まず、上のほうに、平成17年10月現在の施設入所者約2,500人の方がいらっしゃいまして、大きな目標の一つといたしまして、矢印の左下の方に行きますが、平成26年度末までに約2,500人の3割、760人を地域生活に移行していただくというものが大きな一つ目の数値目標でございます。また、副次的な目標といたしましては、右の方になりますけれども、平成26年度末におきまして施設入所者数を、2,500人のうち18%、人数にしますと450人減少するという目標を設定しております。

さらに、恐縮ですが、資料の2-2をごらんいただきたいと思っております。

ホチキスどめの2枚物の資料でございますが、先ほどご説明しましたとおり、この計画(案)は12月末に取りまとめをいたしましたけれども、年明けに国の策定指針が示されました。これに基づきまして、北海道でも計画の指針を定めてございます。これも最近示されたものでございますけれども、当初、施設入所者数の減少、18%以上の減とされておりましたが、指針によりまして17%以上の減少というふうに変更をされてございました。したがって、この計画(案)につきましても、札幌市の数値目標を17%減少の420人と修正させていただきたいと考えておきまして、資料2-2の2ページ目に記載をしておりますが、修正前は、先ほどの説明のとおり450人の減少、18%の減少でございましたけれども、修正後としまして17%の減少で、人数にして420人の減少というふうに変更したいと考えてございます。また、目標値の変更を受けまして、障がい福祉サービスの見込み量の中で、施設入所支援というサービスの見込み量と、グループホーム、ケアホームのサービスの見込み量もこれにあわせて修正が生じます。

大変恐縮ですが、計画書の案の冊子に戻りまして、69ページ目をごらんいただきたいと思っております。

これは、福祉施設から一般就労への移行という大きな二つ目の目標でございます。

69ページの下の方に一覧表を載せておりますが、平成26年度の1年間で200人の方が福祉施設から一般就労に移行していただくことを目指すという数値目標でございます。

ちなみに、平成22年度の1年間につきましては、182人の方が移行されているとい

う状況でございます。200人という目標を高い数字であるというふうにも考えておりますけれども、先ほど障がい者保健福祉計画の部でもご説明いたしましたが、札幌市独自の取り組みもしっかりやっていくという意味においては、200人という数値目標に向けて充実させていくという意味も込められた数字でございます。

続きまして、また資料の2 - 2をごらんいただきたいと思います。

資料2 - 2の1ページ目でございます。

現在の障がい福祉計画におきましては、先ほどご紹介いたしました数値目標、施設入所者の地域移行の目標、一般就労の目標、入院中の精神障がい者の地域生活への移行という3本柱の数値目標を設定しているところでございます。しかしながら、国から示された指針によりますと、入院中の精神障がい者の地域生活への移行に関する数値目標につきましては、都道府県の障がい福祉計画の方には数値目標として設定されるということでございますが、市町村の障がい福祉計画につきましては、その設定がございませんでした。しかしながら、これまで同様、今回の24年度からスタートする計画につきましても、精神に障がいのある方の地域移行という課題というのは計画の大きな柱でございますので、札幌市独自に数値目標を設定したいと考えてございます。

資料2 - 2の1ページ目に記載しておりますけれども、障害者自立支援法の相談支援サービスとしまして、ことし4月からスタートする予定でございますが、地域移行支援という事業がございます。この地域移行支援につきまして、平成26年度の1カ月当たりの精神障がい者の利用者数を30人とするという目標値を設定させていただきたいと考えております。この目標値につきましては、資料2 - 2の3ページ目の下段にも記載をしておりますが、数値目標として設定すると同時に、地域相談支援、これは地域移行支援、地域定着支援というサービスです。このサービスの見込み量としても計上するものでございます。利用対象となる方は、入所施設に入所されている方の地域移行に関する部分と、精神科病院に入院されている方の地域移行に関する部分で、この二つで構成されます。両所を合計しまして1カ月当たり80人の利用を計上してございますが、そのうち30人は精神に障がいのある方の退院、地域移行という分を見込んでおります。

また、飛びますけれども、資料2 - 1をごらんいただきたいと思います。

これまで数値目標のご説明をさせていただきましたが、続きまして障がい福祉サービスの見込み量でございます。主な見込み量を抜粋しまして表と棒グラフにあらわした資料でございます。

これまでの実績を見ますと、ホームヘルプサービスなどの訪問系サービス、日中活動系サービス、これは就労支援に関する事業なども含まれております。また、住まいの場として、グループホーム、ケアホーム、これらのサービスとも年々伸びている状況でございます。平成26年度に向けまして、サービス提供基盤の一層の充実を図り、地域生活をきさえていくことでサービス量も伸ばしてまいりたいと考えております。

最後になりますが、今後のスケジュールにつきまして簡単にご説明をさせていただきたいと思っておりますが、計画(案)の冊子の111ページ目に記載をしております。

現在は平成24年2月でございますが、1月からパブリックコメントを実施しております。また、3月にかけて、各協議会にお諮りをしてまいります。そして、3月の下旬に計画を公表するという予定で進めております。

大変長くなりましたが、以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

藤原会長 西田さん、どうもありがとうございました。

内容が非常に多岐にわたっておりますので、今から質問、ご意見をいただきたいと思います。どこからでも結構かと思っておりますが、まず、プラン本編と障がい者保健福祉計画の部までのところで一回区切って、質問、ご意見をいただければと思います。

いかがでしょうか。

特になければ、また後で前半の方に戻っていただいても結構かと思っておりますが、後半の方でご説明がありました障がい福祉計画の部に関してのご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

加藤委員 見込み量のところで、ご説明があった中で、自立支援法に基づいてということがあって省かれたと思うのですけれども、児童発達支援に関するサービスの部分が見込み量としてはどこにも載ってきておりません。障がい児に関する児童発達支援の部分は、どこが別の計画の中で見込み量として載るのかということをご質問したいと思います。

藤原会長 ありがとうございます。

児童の部分について、お願いいたします。

事務局(西田事業計画担当係長) ありがとうございます。

まず、サービスの見込み量について、どういった方向性で施策を進めていくのかという部分につきましては、障害者基本法に基づく方の前段の障がい保健福祉計画の方で、例えば分野3の保健・医療ですとか、あるいは分野5の教育・育成というところで、障がい児に関する施策、取り組みを位置づけることとなります。また、後段の障がい福祉計画につ

いては、自立支援法に基づくものということで、児童福祉法に基づく具体的なサービス見込み量は記載をしてございません。計画という形なのか、あるいは方針という形かは別といたしまして、児童発達支援をはじめとしました、特に障がい児の通所サービスにつきましては、例えば、適正な事業の規模、配置ということも関係の方々から課題としていただいておりますので、現在も検討を進めているのですが、今後も引き続き適正な利用ができるように、サービス提供基盤の整備というものも含めて検討したいと思っております。

いろいろな方々からご意見をいただいて検討を進めていきたいと思っております。

加藤委員 数値目標として、児童の部分は児童福祉法でということではあるのですが、では、札幌市の子ども未来局の方で、障がいのある子どもの施策やサービスに関する数値的な見込みを載せていくことは考えていないのでしょうか。

事務局（西田事業計画担当係長） 今後、子ども未来局とも議論を進めていきたいと思っておりますけれども、子ども未来プランに位置づけられるというふうには聞いてございません。今後、検討していくのですが、障がい福祉計画に準じるような形で児童福祉法に関するサービスの方向性などが定められるのが望ましいと考えているところでございますので、ちょっとお時間をいただいで整理させていただきたいと思っております。また、その際にはいろいろご相談させていただきたいと思っております。

藤原会長 加藤委員、よろしいですか。

加藤委員 わかりました。

藤原会長 それでは、ほかのご意見、質問をお願いいたします。

全体を通してのご質問、ご意見で結構だと思っております。

西坂委員 大ざっぱな質問になってしまうかもしれませんが、資料2-2の入院中の精神障がい者の地域生活への移行に係る地域移行支援についてです。

精神病院から退院した後、また、地域になじめなくて入院して、短期間でまた退院して、退院するのですが、地域にうまくなじめなくて、また入院ということを繰り返している方が結構多いような感じがするのです。

その中で、6ページから7ページのところに、「市民自治の考え方に基づき、地域のボランティア・関係団体、事業者等の地域の福祉力を活用する」とあるのですが、地域のボランティアとか関係団体の方がどのぐらいの規模でいらっしゃるのか、どのような取り組みをされるのかということが具体的にイメージできなかったもので、もしよろしければ、そのあたりのことを教えていただきたいと思っております。

また、退院した後の追跡調査のようなものがあれば、より実態がわかりやすくなるかと思

いました。

藤原会長 ありがとうございます。

6 ページのところの市民自治の推進のところ、市民自治の考え方に基づき地域のボランティアというような文言がありますが、これに対する具体的なイメージがあれば教えてください。

事務局(西田事業計画担当係長) まず、数字的な部分ですけれども、例えば、計画案の本編の後ろの方になりますが、122 ページ目です。

例えば、ボランティアの数でいきますと、122 ページ目は現計画の進捗状況ということで、平成22年度の実績を中心に記載をしているのですが、理解促進という分野の中で重点取り組みとしまして、ボランティア研修センターというものが札幌市にございまして、社会福祉協議会で運営をしているものでございますけれども、その中で、ボランティアの登録者数が約4万4,000人いらっしゃるという数字がございます。ただ、この4万4,000人の方はさまざまな分野のボランティアということなので、具体的な中身の分野につきましては詳細を把握しておりませんが、そういう数字がございます。また、ボランティアのほかに、地域福祉力の中には、当然、施設、事業所も含まれると考えております。

また、地域福祉力に関する取り組みとしましては、分野1の理解・促進というところにおきまして、例えば14 ページ目になりますが、公共サービス従事者の方に、研修という手法などを用いまして、事業所のスキルアップというような働きかけも考えているところでございます。

続きまして、精神に障がいのある方で入退院を繰り返すことが多いので、退院後の追跡調査というご意見があったと思っております。これは大事なことだと思っておりますが、調査をするに当たっては医療機関の協力が必要になってまいります。これまで、精神科病院の在院患者調査などで、入院患者の数とか、そのうち福祉サービスなど条件を整えれば退院可能な方が何人いらっしゃるという調査もしておるのですけれども、一人一人に焦点を当てた調査がなかなか難しいということをお聞きしておりまして、大きな課題ではあるかなと考えているところです。また、そういった現状につきまして、追跡調査は一番いいと思うのですが、それが難しいとなれば、どのような形で現状を把握できるのかということをお聞きしながら相談しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

藤原会長 西坂委員、いかがですか。

西坂委員 自分の経験で話しますと、最近、二、三十年くらい入院されて、それが

ら地域に移行されていく方よりも、むしろ20代、30代ぐらいの方で、軽いうつになったり神経症になったりして入院して、それから二、三カ月で症状が落ちついたということで退院されて、地域に住んだり、社会復帰しようとして仕事に就いたりするのですが、また病状が悪くなって再入院というふうにリターンしている人の数が多いような気がするのです。ですから、退院の数はすごく大事だと思っておりますが、退院した後にリターンして、入退院を繰り返している方が身の回りで多いイメージを受けましたので、質問をさせていただきます。

藤原会長 ありがとうございます。

つまり、見込み量のところで、病院から退院したとか施設から出たという瞬間的な計画だけでは実態を把握していることにならないということではないかと思われました。そこに關して、地域で生活するためのボランティアということが、とりわけ精神の方たちを支えるというボランティアの基盤があるのかということ、今の段階では余り具体的なイメージではないという解釈かと思われました。

この件に関して、皆様方の方からさらにご意見等がありましたらお願いします。

加藤委員 何度も済みません。

精神のところもそういう現状があるということは、今のお話を伺って非常にわかります。サービスをきちっと受けるというのではなくて、何となく宙ぶらりんなのだけれども、地域で定着しようとして努力していくという人たちがおります。児童の場合も、はっきり障がいたというふうにはならないが、何か心配があるという段階からどこかにつながってほしい。しかし、積極的にサービスを利用するというふうにはなかなかないという段階の人たちをどう支えるかということが非常に難しいです。

ボランティアをしたいという人もすごくいると思っております。地域をよくしたいと思っ
ている方が周りにもすごくたくさんいらっしゃるの、そこをマッチングさせていくという
か、両方の立場の意見を聞きながら、そこをうまく合わせていけるような仕組みがないか
と思っております。相談支援事業所は、そういった人たちが何とかならないか、何か使えるも
のがないかなと思っ
ている人たちがたくさんいる、一方で、ボランティア研修センターには何かいいことしたいなと思っ
ている人がいる、そこが今の段階では全く別のものとして動いているところがあるのではないかと
思っています。ですから、場所とか、ワンストップでそういったものを情報発信できるような仕組
みがないかというのは、この計画の中を見ても、それぞれではもっと深めていきましょうという計
画ではあるのですが、それを総合して地域の中でワンストップでできる場をつくるという発想
になればいいのではないかと感

じました。

藤原会長 ありがとうございます。

これは、ご意見ということでお聞きしておきたいと思いますが、何か補足等がありますか。

事務局（西田事業計画担当係長） 先ほどの地域での見守り体制ということにもつながってくる部分かもしれませんし、ボランティアの育成、あるいはマッチングの仕組みを再整理するというご意見だったと思います。

障がい福祉に関する計画と、同じく改定作業を進めております地域福祉社会計画が、まさにボランティアを初めとする地域の福祉力の向上という観点から大きな位置づけを占める計画でございますので、もちろん今の意見も受けとめて検討に入れたいと思いますが、地域福祉社会計画の方にも情報提供をさせていただきたいと思っております。

藤原会長 ありがとうございます。

質疑応答の時間をもう少し確保できると思いますが、いかがでしょうか。

森本委員 何点かお話をさせていただきたいと思っております。

まず一つは、保健福祉計画の中に、障がいのある方の高齢化に対する支援の検討という文言が入ったことに対しては、物すごく評価をしたいと思っておりますし、ありがたいと思っております。

私どものところは知的障がいなのですが、知的障がいのある方々の老化速度は非常に速く、大体40歳を過ぎるとプラス15歳から20歳という速度なのです。ですから、彼らも40歳になったら介護保険料を払っているのですが、65歳になるまでに老化現象が発症しており、40歳で認知症と認定される方もいらっしゃるのです。札幌市内で、障がいを持った方々の高齢化に対しての支援体制を検討していくという文言に対しては、非常に評価をしたいし、ありがたいと思っております。

あわせて、高齢対策に欠かせないのが医療なのです。重度心身障害者医療費助成制度という制度がありますが、例えば、療育手帳がA、重度の方でしたら初診料のみ、それ以外の方は窓口3割負担というものですけれども、この辺の充実もあわせてご検討していただけないでしょうかと思っております。

もう一つが、就労のところでは。

就労にかなり力を入れて、札幌市独自の言葉も出てきていますし、ぜひ一般就労をふやしたいという中で、就労のケースというのは、高等支援学校を卒業するときが一つの機会なのです。もう一つが、就労移行支援から企業へ就職していくというパターンが

あると思うのですが、今まで札幌には職親会という会があって、就労促進の活動をしていたのですが、諸事情で今はないのです。そういう意味で、就労の機関などの新たな構築ということも含めながら就労を進めていくとか、札幌市独自の例えば就労移行支援から企業に就職させるときの独自の制度施策ができてくると進んでいくと思っておりますので、それをセットで考えていただければと思っております。

もう一点は、この中で就労継続支援A型、いわゆる雇用型ですけれども、その事業所もふやしたいと書いてあります。実は、札幌市内にA型の事業所がふえてきています。気になるのが、その中で2時間シフト制とうたっているところが多く見られるようになってきました。2時間シフト制というのは、A君が1日2時間しか働かないということです。ですから、定員20名のところに2時間ずつ、例えば四つに区切って5人ずつ配置をすると1日20人になるのです。そのシフトごとに1人ずつは2時間しか労働時間がありません。ですから、本人に行く給料は1日2時間かける出勤した日数分、でも事業所に入るのは20名分の給付費が入ってくるわけです。この2時間の労働を労働と見なすかどうかというのが私の中にあります。ですから、最低でも4時間だと思っております。大変失礼な物言いですが、例えば精神の方で2時間がいっぱいいっぱいなのですという方には大変有効な仕組みだと思っておりますけれども、もっと働きたいという人に対してまでシフト制ですと言うのはどうなのかと思っております。

多分、4月から事業認可が道から札幌市に移管されるのではないかと考えているのですが、認可のときに、最低でも4時間は働けるような形になると大変ありがたいと思っております。

これは、あくまでも私の個人的な見解ですので、いい、悪いではないと思っております。以上です。

藤原会長 ありがとうございます。

大きく3点にわたってのご意見だったと思いますが、障がいを持っている方の高齢化に対する対応ということの重要性をご指摘され、特に医療の面では、障がいの早期発見ということは載っていますが、年を重ねることに伴う医療の充実ということはどうなのかというご指摘がありました。それから、就労に関しては、A型事業がふえている中で、2時間しか働けないのであれば、当然、経済的な自立ということにはつながりません。それであれば、知的障がいの人は働いても低収入で経済的な自立はなかなか図れないということで、今までと変わらないのではないかと、私もお聞きをしてそういう感想を持ちました。

事務局の方で、これらのことに関して何か補足がありますか。

あるいは、今のご質問、ご意見に対する皆様方からのご意見でもよろしいと思っておりますので、お願いいたします。

事務局（天田障がい福祉担当部長） 先に、皆さんからご意見いただけますか。

藤原会長 今のことに関して、就労、医療あるいは高齢化ということに関して、特に最後の就労ということに関しては、いろいろな矛盾というか、制度上の盲点も出てきているかと思っておりますが、いかがですか。

池田委員 森本委員の意見にとっても賛同いたします。

A型事業所に関しましては、本州においても、純粹に就労の場を提供するのではなくて、経営的な視点でということが多くて、今のような、2時間だけの就労で事業所が収入を得ているということが多々聞いております。

私どもが加盟する全国重度障害者事業者協会の方でも、A型事業所に対する監視、監査を強めてほしいということが出ていますことと、最低でも4時間以上とか、そういうことを本人のためにも求めたいという意見が出ていまして、この基準というか条件が全国で統一されていないのではないかということが大きな問題になっていると聞いておりますので、ぜひ札幌の方もお願いしたいと思います。

藤原会長 ご意見をありがとうございます。

ほかに重ねていかがでしょうか。

それでは、札幌市の方で、A型事業所に対する、あるいは事業を設立する認可のときの監視体制とか、そういうことも含めてコメントをいただければと思います。

事務局（天田障がい福祉担当部長） 何点がございましたが、先に就労継続支援A型事業の本業のあり方について申し上げたいと思います。

私どもは、いろいろな会合、それから、この会議の中でも、今、2人の委員からご指摘のあった現状は非常にゆゆしい問題であるというご指摘がありましたが、これは、実は数度にわたって伺っております。

本来、就労継続A型事業については、一般就労に近い本来の就労形態であるということとを前提とした事業所の基準、報酬になっております。それが、障がいの状況に応じて、日によっては2時間程度ということもあるかと思っておりますけれども、これを一律適用というシフト制にしているということであれば、私どもとしては本筋を欠いた事業運営ではないかと思っております。

本席で断定的に申し上げることはできませんが、この点については、北海道事業者指定、それから指導を行っている機関となりますので、折に触れてお話しさせていただいており

ます。それから、厚生労働省に対しても、もしそうであるならば、報酬体系の中で時間帯で区切っていく、これが本来ではないと思います。しかしながら、それが事業所の運営の中で全国的に行われている傾向だとするならば、何らかの方策を講じるべきではないかという観点で意見具申をさせていただいております。

問題は、本来はそうではなくて、働いている方の方に応じて働く場をきちんと設ける、このための福祉サービスであるという原点に立ち返っていただいた上での事業運営を進めるべきと考えます。

それから、森本委員からご指摘がありましたように、4月から権限移譲で、現在は北海道が事業所の指定、指導をしておりますけれども、今度は札幌市に権限が移ってまいります。そういった面では、北海道が指定したとはいえ、これはそのままみなされますので、私どもとしては、特定の事業所というよりは他の事業所もあると思います。そういった面で、今の段階で監視と申し上げていいかわかりませんが、その点については適正な事業運営、適正な支援が行われるような観点での事業所指導に心がけていきたいと思っております。

これは、就労継続A型だけではなくて、私どもの関心としては、その他の例としまして、児童デイサービスも全体像が見えないという中で事業所の拡充が図られております。これで、実際に利用しておられるお子さん、親御さんの満足度が高ければいいと思っておりますが、決してそうではなくて、本来の療育の場、場合によっては放課後の支援の場ということもあるかもしれませんけれども、それが本筋を欠いた運営がなされているとするならば、我々としては改めて指導させていただくということになるかと思っております。

それから、森本委員からいただきました高齢化に対する支援の検討につきましては、計画の策定会議の中で、委員の方からのご提言で入れさせていただいたものでございます。本来、介護という視点で考えますと、いわゆる社会化といいますが、一つの制度の中で一体的に運営されるべきではないかというふうに考えますが、現行の介護保険法の中では、残念ながら、知的障がいの方は、65歳までは実際に保険料を納めて、被保険者であるにもかかわらずサービスが受けられない状況、果たしてこれはいいのだろうかという制度設計上の疑問もあります。

そこで、我々としては、障がい者自立支援法も決して十分ではない、万全ではない、それぞれ障がいのある方の状況に応じて、高齢化がより一層進んでしまっている知的障がいの方についても、その状況に応じた支援が必要だとするならば、そのサービスをどういうふうにつくっていくのがいいのか。もう一つは、制度だけではすべてが完結できないので、今回、地域力を活用という形で大きく打ち出させていただいているのはその点も

ありますが、地域住民の方も含めた支援体制の中で何らかのサービスの形をつくっていきたくて思っております。その中で、知的障がいの方で高齢化が進んでいる方のニーズにもおこたえできればと考えております。

これは、検討事項ということになりますので、現時点でこのような形という施策の展開にはなっておりませんが、これについては計画の進捗の中で検討をしていきたいと考えております。

それから、医療費の問題がありました。

これも釈迦に説法になりますが、都道府県単位で、それぞれの財源の中で実施をしておりますけれども、決して一律の制度ではございません。都道府県によって異なっておりますので、北海道においてはということでお話しさせていただきますと、知的障がいの中度の方以降については対象になっていません。また、精神障がいの方も、医療費については自立支援医療、入院については適用がないということになっています。この点も、精神障がいの当事者の団体から適用してほしいという要望がございます。これは、自治体の財源を投入しての事業になりますので、そういった面では相当大きな財源を投入して現在の事業を維持しております。ここの拡充ということになりますと、札幌市だけではなくて、北海道の制度としてどういうふうにして運用していくかという形になってまいります。これも、計画策定会議または市民意見交換会の中でもご意見をいただいておりますので、北海道にも情報提供をさせていただいておりますし、私も保険医療部というところが所管しておりますので、そちらにも情報提供しまして、課題を共有する形にさせていただいております。

最後になりますが、もう一つの就労支援の体制の中で、職親会なき後の支援体制をどうしていくか、これは我々としても一つの課題だと思っております。就労継続支援事業を含めた事業所はふえておりますが、一般雇用主として、企業主のご理解をいかに得られるかということが非常に大きなポイントだと思います。

幸い、札幌市については、ここに池田委員に加わっていただいておりますが、中小企業家同友会が、障がい者問題関係の委員会も立ち上げていただきまして、継続的な意見交換や、私も行っております就労支援事業のいろいろなご協力もいただいております。ですから、もう一つの団体を立ち上げるというよりは、同友会、その他、商工会議所もあるかと思いますが、経済団体の力をおかりしながら就労支援策を進めていく、企業主のご理解を進めていくためのいろいろな事業を展開していくことも一つの方法かと思っております。

あと、個々の障がいのある芳の働く場の提供の中で、就職前のトライアルといえますか、そういった期間中について何らかの支援ができないかというご意見もいただいております。これについては、今回の計画の中に明示的には入れておりませんが、何らかの形で事業ができないかどうか、引き続き検討をさせていただきたい、そういった問題意識を持っているということをお願いしたいと思います。

ちょっと長くなりましたが、以上です。

藤原会長 天田部長、ありがとうございました。

今のコメントに対して何かございましたら、ご意見いただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、先に進めさせていただきたいと思っております。

ただいまの議題(1)に関しまして時間をとってまいりましたけれども、ご質問、ご意見がひとまずないようであれば、議題(2)に進めさせていただきます。

2番目は、障害者施策推進協議会条例の改正についてです。昨年8月に、障害者基本法が改正されたことに伴う条例改正です。

これに関しまして、まずは事務局からの説明をお願いします。

事務局(西田事業計画担当係長) お手元の資料3をごらんいただきたいと思います。

あわせて、お配りしていた座席表と委員名簿の次に、本協議会の現行の条例もお配りしております。札幌市障害者施策推進協議会条例という一枚物の資料もございます。

早速、資料3の裏面の中段の参考と書いた点線の枠で囲ってあるところをいただきたいと思います。

障害者基本法が一部改正されたことに伴いまして、この協議会につきましては、法令上は地方障害者施策推進協議会という規定になっておりますが、法改正に基づきまして、審議会その他合議制の機関というように改められました。また、新たな合議制の機関につきましては、その機能としまして障がい者施策の実施状況の監視というものが追加されたところでございます。こういった障害者基本法の改正を受けまして、札幌市の障害者施策推進協議会条例の改正をこのたびの市議会にお諮りする予定でございます。

また、資料3の表の面をごらんいただきたいと思いますけれども、まず、条例改正の概要につきましてご説明をさせていただきます。

まず、協議会の名称でございますが、現在は「障害者施策推進協議会」となっておりますけれども、これを「障がい者施策推進審議会」と変更をさせていただきたいと思っております。

また、この変更にあわせて、(2)にございますけれども、会議の開催要件、委員の過半数の出席で開催する旨の規定、あるいは、議決方法は出席委員の過半数で決するなど、所要の整備をさせていただきたいと考えております。

また、資料3の裏面に行きまして、上段でございますが、この条例の施行期日でございます。

障害者基本法の公布が昨年8月5日でございますが、その日から起算しまして1年を超えない範囲内で政令で定めることとなっておりますので、この条例案につきましても政令で定める日というふうにさせていただく予定でございます。

ちなみに、この施行期日を定める政令はまだ発出されていないと思います。

その他、先ほど、協議会の名称以外に、障害者基本法において規定されます新たな合議制の機関の機能でございますけれども、障がい者施策の実施状況の監視というものが加わったところでございます。

これまでも、この協議会におきましては、例えば、今回のように障がい福祉に関する計画の策定に当たってご審議いただき、そして、その計画あるいは予算、事業の進捗状況など、施策の実施状況につきまして、逐次の協議会で報告させていただきまして、ご意見をちょうだいし、ご意見を踏まえまして施策に反映させていくということをしていただいております。

また、委員の構成でございますけれども、改正障害者基本法におきましては、さまざまな障がい者の意見を聞き、障がい者の実情を踏まえた調査、審議を行うことができることとなるよう配慮されなければならないという規定が設けられたところでございます。

これまでも、現在の協議会におきましても、身体、知的、精神障がいに加えまして視覚障がい、聴覚障がいという障がい当事者の方に委員に就任していただいておりますし、また、各障がい者団体の関係者の方々にも委員にご就任をしていただいております。

今後におきましても、改正法の趣旨を踏まえまして調査、審議ができますよう、委員の皆様のご協力をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

藤原会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

特にありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

藤原会長 それでは、議題（１）、議題（２）をあわせて、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

ないようでしたら、本日の議題につきましてはこれで終了させていただきたいと思いますが、事務局からほかに何か案件がございますでしょうか。

事務局（嶋内障がい福祉課長） 事務局の方から、２点、情報提供をさせていただきます。

まず、１点でございますけれども、２月８日に開催されました国における総合福祉部会におきまして、総合福祉法の骨格提言に対する厚生労働省の案が示されたところでございます。厚生労働省のホームページの方からダウンロードしました資料を配付させていただいておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

もう一点は、冒頭、部長の方からお話しさせていただきましたけれども、既にマスコミ報道にもございますが、先月、白石区のマンションで姉妹が孤立死するという大変痛ましい事例が発生いたしました。この件に関しまして、若干、お時間をいただきたいと思っております。

１月２０日に、白石区内のマンションで、知的障がいのある妹さんとお姉さん２人が亡くなっていたことが判明した事件に関しましては、生活状況を含めて、その後、新聞またはテレビ等で詳しく報道されているところでございます。

札幌市が保管する記録では、平成１９年８月に、知的障がいのある妹さんが、滝川市から、札幌市内で働いていたお姉さん宅に移り住んでから２人世帯となっております。お姉さんが、平成２１年の秋、体調不良で、それまで働いていた会社を辞めてから、妹が受給している障害年金以外は収入が不安定となり、求職活動もうまくいかない状況が続いていたようでございます。生活保護の相談のため、お姉さんが、平成２２年６月、１０カ月後の平成２３年度４月、同じく６月の３回区役所を訪れておりますけれども、いずれも、最後はその場で生活保護申請の意思は示されず、帰られております。

一方、知的障がいのあった妹に関しましては、滝川時代は障害者自立支援法による福祉サービスを利用されておりましたけれども、札幌市の方へ転入後は、利用をやめており、滝川から情報を引き継いだ白石区内の障がい者相談支援事業所が世帯の方へアプローチした記録では、妹さんは在宅生活を強く望まれておるという状態にあったということでございます。

これに関しましては、上田市市長も記者会見等で述べておりますけれども、行政の仕組みとしまして、本人の意思を重視、尊重する申請主義になっていることが制度上の壁になっていることがあると考えられます。

しかしながら、行政と姉妹の生活の間にかかわりがあった以上、本当にこのような痛ましい事件を防ぐ手だては果たしてなかったのかという反省に立ちまして、今後、このような事例が起こらないよう、札幌市としては対策を講じることとしております。

この対策の具体的な内容でございますが、まず、生活保護関連で3点整理しております。

まず、1点目は、今回の白石区の事案では、電気やガスといったライフラインが料金の滞納によりとめられていたことから、滞納の原因が生活困窮である世帯への対応として、ライフライン関係事業所との連携を強化したいというものでございます。

2点目は、事件に至るまで、お姉さんが区役所の保護課に3回相談に行っております。相談を繰り返す中で、生活状況の変化を的確にとらえられないかという視点で、今後に向けて、区の保護課での相談面接時における注意喚起については既に行ったところでございます。

3点目は、お姉さんが相談に来た際に、妹さんに知的障がいがあることは確認されております。区の保護課に相談にいらして生活保護の申請に至らなかった世帯でも、障がい者手帳の交付や、要介護認定を受けていながら、福祉または介護サービスの利用、医療機関の受診に結びついていないことが相談の中で判明した場合は、今後、区の保健福祉課に情報提供を行い、福祉サービスの面からの状況の確認に結びつけることとしております。

このほか、生活保護関連以外にしまして、障がい福祉関連の部分でございます。

1点目は、福祉サービスの提供は、基本的にご本人からの申請や相談を前提としているため、サービスを使われていない方々の現状を一步踏み込んで把握できないかという視点に立ちまして、今般、知的障がい者の現況調査を緊急的に実施したいと考えております。

具体的には、療育手帳の交付を受けている方の中で障がい福祉サービス等を受けていない方を対象に、支援者の状況や日常生活の状況、地域への情報提供についての可否等につきましても把握するために調査を行いたいと考えております。

5点目は、地域の中に何らかの支援を必要とするケースを把握するため、障がい者の相談支援事業所から区の保健福祉部の方へ情報提供を行うべき事案がないか、同じような事例がないか、改めて確認を行うこととしております。

その他、高齢者の部分でございますけれども、この前に、釧路市の高齢者ご夫婦の孤立死事例がございまして、ご主人の方が要介護認定を受けながら介護サービスを利用していなかったという点を踏まえたものでございます。65歳以上の高齢者のうち、要介護認定者でサービスを利用していない方や要介護認定を更新していなかった方に対する民生委員の見守り活動について、市の民生委員の団体の方に周知を行っております。

以上、大きく6項目ございますけれども、この中で、特に、知的障がいの方の現況調査に関しまして、若干、補足説明をさせていただきたいと思っております。

ご承知のように、在宅で暮らす知的障がいの方々に関しましては、日中は作業所の方に通所するとか、ホームヘルプや外出支援を利用するなど、障がい福祉サービスの利用を通じて、何らかの形で地域社会とのかかわり、接点を持っておられます。しかし、今回亡くなられた妹さんの例のように、福祉サービス等を利用されておられない方につきましては、日常生活がどのような状況なのか、民生委員や町内会などの地域との接点を持っておられるのか、また、方が一のときに助けてもらえる方が身近におられるかなど、緊急時の対応の状況が把握できていないのが現状でございます。

また、障がいに関する情報につきましては、個人情報保護が壁となりまして、民生委員の皆様が情報提供ができていないことから、地域での見守り、支え合い活動につながっていないというご指摘もいただいております。

そこで、今回、私どもの方としましては、療育手帳の交付を受けている知的障がい者の方々のうち、障がい福祉サービスを受けていない方を対象に、支援者の状況、日常生活の状況等について調査を実施することとしております。

また、この調査の中では、地域での見守り活動につなげるため、ご本人の状況について、民生委員の方に情報提供を行うことの可否についても、あわせて確認を行いたいと考えております。

調査対象者の数でございますが、療育手帳の交付を受けている方は市内に約1万3,000人、このうち福祉サービスを利用しておられない一定年齢以上の方のおおむね1,400人程度を対象者として考えているところでございます。

調査方法の中身につきましては、基本的には郵送による調査としまして、調査項目では、先ほど申しましたように、家族や日常生活の状況、困ったときの相談先、そして本人の状況等を地域の民生委員の方々に情報提供することの可否、大きく3点に絞り込んで行いたいと考えております。

調査のスケジュールでございますが、現在、調査票の内容につきまして詰めているところでございます。この中には、関係団体にもご意見を伺うなど、鋭意、準備を進めているところでございます。2月下旬から3月上旬にかけて実施を進めていきたいと考えております。

今回の白石の案件につきましては以上でございます。

藤原会長 ありがとうございます。

これに関して、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。

澤田委員 視覚障害者福祉協会の澤田と言います。

前段のお話の中にもあったのですが、就労継続A型の事業所の場合において、視覚障がい者に対するノウハウを全く持っていない事業者がほとんどと言ってもいいと思います。対象としているのは知的障がいの方がほとんどという状況です。そういう意味で、就労支援といったときに、障がい者を一元化して考えていくわけですから、視覚障がい者も対象とするような指導といいますか、この中に、事業所等に対する質の向上、処遇改善云々が出てきていますけれども、そういう中で何とか対応していただけないかということがまず一つです。

それから、今、課長からもお話があったのですが、急を要する災害時等々における要援護の人たちの日常的な把握方法について、各民生委員や町内会等に対する情報提供ということで、今回、秋田市が、そういう場合には本人の同意がなくても情報を提供するという条例を市議会に出すはずですが、これが通れば、非常に画期的で初のことだと思うのですが、札幌市において実施する場合にはどのような課題があるのかを調査していただければありがたいです。そうすれば、今の手挙げ方式よりももっともって浸透するのではないかと思います。

ちなみに、秋田市の条例を見ますと、視覚障がいは1級、下肢障がい、要介護は3から5という形になっていました。どういうふうにして日常的に情報提供を考えているのか、もう少し調査していただければと思います。

お願いでした。

藤原会長 澤田委員、ありがとうございました。

では、回答は最後にまとめてということでよろしいですか。

関連するご意見、ご質問等をお願いいたします。

吉田委員 私は、民生委員の吉田と申します。

私たちは、10年ぐらい前に、障害者協会の方から、障がいを持っていらっしゃる方の見守りということで、地域にこういう方がいらっしゃるの、訪問してくださいという依頼が私たちにありまして、それぞれ名簿をいただきました。それは、守秘義務があるので、どなたにも見せないで皆さん訪問してくださいと言われて、訪問したことがあるのです。

そして、私が担当のところにも、お一人いらっしゃいました。目の不自由な方でしたが、アパートに訪問しました。そうすると、どうしてわかったのだと言われまして、今回、障害者協会の方から、地域にこういう方がいらっしゃいますので、地域で見守ってほしいと

ということで、民生委員に覚えておいてほしいということで情報をいただいて訪問したのです。何かありましたら、私がここの担当ですので、遠慮なくおっしゃってください、相談してくださいと言ったのですが、間もなく、その方はご病気でなくなりになりました。

ほかの民生委員では、訪問したら、なぜわかったのかと大変怒られまして、協会からは脱会すると言って脱会なされた障がいの方もいらっしゃいます。私たちは、依頼を受けて訪問したのですが、現状では民生委員を受け入れてくれる、理解してくださる方がいらっしゃらないという経験をしております。それから、障がい者の方のところを訪問してくださいという依頼は一度もありません。

この姉妹の死亡によって、私たち民生委員にも何か協力をというお話もちろちら聞えてきておりますが、それに対しては協力したいと考えております。

意見にはならないかもしれませんが、以上です。

藤原会長 ご経験からのお話をありがとうございました。

ほかの皆様はいかがですか。

今の知的障がい者の方でサービスを利用していない人の調査をした結果を何らかの形で公表される予定はあるのでしょうか。もしわかれば教えていただきたいと思います。時間も大体押し迫っておりますので、今、ご意見があったことに対するコメントも含めてお願いいたします。

事務局（嶋内障がい福祉課長） 私の方からお答えします。

調査結果の公表につきまして、一定程度考えております。今回の調査に関しましては、基本的には郵送で行った上で、その後、電話や、区の職員の訪問等を使いながら、全件調査をし尽くすことを考えております。そのあたりは、速やかに実施した上で、何らかの形で数字等のデータは公表したいと現時点で考えております。

藤原会長 それでは、引き続き、コメントをいただいてよろしいですか。

事務局（天田障がい福祉担当部長） 冒頭のごあいさつのときに、お二人のお顔が思い浮かんでしまい、取り乱してしましまして、本当に申しわけございません。

今、各委員からご指摘がございました。一番最後に課長からご報告させていただきました事項でございますが、我々としては、障がい福祉計画、障がい者保健福祉計画を改定して一歩進めたい、我々の地域福祉社会計画を策定して地域の見守りの体制をつくっていきたいという矢先にこういった事件があったことについては、本当に残念に思います。しかし、2人の尊い命を、ぜひ市の施策の展開に活かしていきたいと思っております。

その中で、ご指摘にありました秋田市の条例の取り組みについては、私どもとしては関心

を持って当たっていきたいと思います。

もう一つは、中野区でも昨年4月に条例ができました。これは、地域の町内会に対して情報提供をするという条例でございます。これは、ご本人の同意を得る形になっております。ご本人の個別同意を得ないで仮に情報提供するとすれば、そういった内容を含めた条例を立てるか、または、個人情報保護審議会という審議会がございまして、そちらにお諮りをした上で提供するという二つの手法がでございます。

どちらがいいのかということもありますけれども、中には、そういう情報は知られたくないという方もたくさんいらっしゃいます。やはり、こういった現実も踏まえて考えていかなければならないと思います。そういう面では、ご本人の個々の同意というのは、今の世では欠かせない要素ではないかと思っております。

個人情報保護ということと、もう一つは、きょうも申し上げました障がいに対する理解促進は、本来は一緒であるべきです。一方では、差別意識の解消もなかなか進んでいない現状の中で、どう取り組んでいくかについては、我々としては本当に大きな課題をいただいたと思っております。

吉田委員からお話がありましたように、民生委員さんに対する日常的な見守り、支援の活動の中に障がいのある方も入れていただきたいというお話を、先般、民生児童委員協議会の理事会がございまして、上田市長がみずから足を運んでお願いをさせていただいております。今回も、調査をした結果として、同意をいただいた方については、民生委員さんに情報提供をさせていただいた上で、見守り体制の中に加えていただく道筋をつくりたいと思っております。

ただ、具体的には、どのようにしたら実効性の上がるものになっていくのかについては、理念だけではなかなかうまくいきません。ここは、民児協さんとも十分協議をさせていただいた上でスタートしていきたいと思っております。

また、今回の調査については、障害者手帳をお持ちの方は、札幌市内全体で10万人以上いらっしゃいます。そのうちの1,400人ないし1,500人ということですから、非常に少ない数でございます。全体をいかにカバーしていくかについては、実践力も含めてかなり考えていかなければ、そう簡単にはいかないのも現実だと思っております。その第一歩として、今回の調査を実施していきたく思っております。ぜひ、そういった面でのご理解をいただきたいと思っております。

それから、障害者施策推進協議会につきましては、市議会で改正条例を提案させていただきます。中身は、先ほど西田係長からご説明させていただいたとおりでございます。

が、名称の変更についてはこれで都合2回目となります。ただ、今回の改正の中では、監視機能という言葉が加わりました。これは、我々行政側としては非常に重い言葉になりますが、そこは、いわゆるプラン・ドゥ・チェック・アクションという循環の中で施策の展開をきちんと見つめ直していこう、その一つのきっかけとして現行の施策推進協議会を審議会という名前に改めさせていただいた上で、そういった機能を持っていただくこととなります。

今回、提案させていただきます計画につきまして、ぜひ、よりよいものとなりますよう、実施段階でのご意見を皆様からちょうだいしたいと思っております。

行く行くは、また第4期の障がい福祉計画、それから6年後には障がい者保健福祉計画の改定という作業が当然出てまいりますので、今回、計画ができれば終わりではなく、それに魂を吹き込んでいく作業を皆様と一緒にできればと思っております。

最後ですが、国の障がい者制度改革の動きにつきまして、きょう、厚生労働省案という形で資料だけご用意をさせていただきました。これは、昨年8月に、総合福祉部会の骨格提言がまとめられまして、これを受けた形で法案の策定作業を厚生労働省側で内々に行っていたということかと思っておりますが、去る2月8日、先週ですが、部会で厚生労働省案が対応案として示されております。私どもも、実はまだ国から直接的な情報の提供はございません。インターネットを通じて情報を収集している状況でございますので、きょう配付させていただいた資料についての説明、コメントについては差し控えさせていただきます。

ただ、これを踏まえて、今国会に、改正法と言っていいかわかりませんが、何らかの法律が提案されることとなります。その内容が明らかになった時点で、また情報提供をさせていただきますまして、私どもとしては、それにどう取り組んでいくかにつきまして、新しい審議会の場面でもぜひご意見をいただきたいと思っております。

非常に雑駁でございますが、この1年半にわたります計画の改定作業に当たりまして、委員の改選もございましたが、皆様のご協力によりまして何とかまとめることができるかなと思っております。

改めて、皆様のご協力に感謝を申し上げます。どうもありがとうございました。

藤原会長 天田部長、ありがとうございました。

それでは、委員の皆様の方から、この場で何かご提案、ご意見はございますでしょうか。

西坂委員 時間が押しているところ、大変申しわけありません。

今、民生委員さんの実際にご経験されたご報告を聞きまして、やはり、実際に障がい

あるのは恥ずかしいことだと思われている方が多いのではないかという感じを持ちました。そういう障がいを持っていること自体、例えば心臓病やがんだったら恥ずかしくないけれども、なぜか視覚障がい、精神障がい、発達障がいという障がいは社会に対して開示してはいけない情報のように皆さんが思われているのは、すごくつらいことだと思います。

もう一つ、郵送によるアンケートで拾える情報は意外に少ないのではないかと思います。もしボランティアさんが何かしたいということでたくさん来ていらっしゃるのであれば、例えば、支援事業の機関と結びつけて心理教育をしていくとか、ボランティアさんが民生委員さんをお手伝いする形で一緒に訪問していくとか、実際に妹さんとお姉さんだけで住んでいるところで郵送のアンケートに答えるのは、きっと現状では難しいと思いました。ですから、先ほど言われたように、ワンストップで利用できる相談機関の情報をたくさん配付するとか、郵送するとか、ボランティアさんを地域でもっと活用していくとか、ボランティアさんに病気とか障がいがどういうものをたくさん知っていただくことはすごく大事だと思います。

あとは、障がいがあるのは恥ずかしいことではないということをとくさんの人に知っていただくと、みんなが生きやすくなるのではないかと思います。

藤原会長 ご意見をありがとうございました。

今のことに関しては、特にコメントを求めませんけれども、みんなで今のお話を共有できたことを確認したいと思います。

ほかにございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

5. 閉 会

藤原会長 それでは、以上をもちまして、本日の協議会を終了いたします。

どうもお疲れさまでした。

以 上